

北九州市の共同住宅の火災

懸念していた火災が起こってしまった。6人が亡くなった北九州市の木造共同住宅の火災のことだ。この共同住宅は低家賃でも入居可能で、生活保護を受ける単身高齢男性の受け皿になっていたが、防火上は脆弱なため多数の入居者が犠牲になってしまった。今回は、この火災について考えて見たい。

北九州市の共同住宅の火災

5月7日(日)の夜23時過ぎ、北九州市小倉北区の木造2階建て共同住宅で火災が発生し全焼。6人が死亡し、5人が負傷した。火災は隣接する戸建て住宅にも延焼し、1棟が全焼し5棟が被害を受けた。火元となった共同住宅は建築面積148㎡、延面積295㎡で、住宅用火災警報器が各住戸に設置され、消火器も3本設置されていた。隣接住戸も含めた焼損床面積は405㎡(以上、消防庁災害情報第3報)で、最近としては比較的大きな火災である。火災原因については調査中とされているが、1階北側から出火したとの報道もある。

火元共同住宅の実態

火元となった共同住宅「中村荘」は、中廊下型の2階建て木造共同住宅で、形状は典型的な「木賃アパート」である。室数は16あり、全て単身の高齢男性が住んでいた。家賃が1日500円ということで、普通の「木賃アパート」の家賃を払えない生活保護受給者などの低所得者が住んでいたようだ。この種の共

同住宅は、北九州市内に少なくとも3棟はあるなどと報道されている。

共同住宅の入居に通常必要とされる保証人が要らず、入居契約も「宿帳」程度の簡単なもので、家賃も場合によっては日割りでもよい、という実態から、中村荘は「共同住宅」でなく「簡易宿所」ではなかったのか、と警察が調べているという報道もある。「簡易宿所」であれば、「旅館」の一種だから都道府県知事の許可が必要で、防火基準もそれなりに厳しくなるため、この施設は無許可で法律違反だったということになる。法律違反の劣悪な施設に貧困層を集めて稼ぐいわゆる「貧困ビジネス」だったのではないか、というわけだろう。

一方、このような受け皿がなければ、入居者たちはホームレスになりかねない。ホームレスになると、生活拠点がいないということで、生活保護を受けることも就職も困難になる。この種の共同住宅がホームレスに転落する寸前の人たちを支えており、人によっては生業に就いて普通のアパートに脱出できるようになる人もいる。この種の共同住宅が最後のセーフティネットの役を果たしている、という見方もできるだろう。

その後の報道では、調査の結果、福岡県としては中村荘は「共同住宅」と判断するということになったとされているが、いずれにしろ、防火上脆弱な建物に貧困層の方々が暮らしているという実態があることは確かなようだ。

類似施設はたくさんあるのではないか

実は今年の2月に、関東地方のある市で、中村荘と似たような(もっとひどいかも知れない)施設を見学させていただいた。作業員宿舎として使われていた仮設建築物を低家賃でアパートのようにして貸している施設で、2階建ての仮設宿舎4棟の個室に60人を超える男性高齢者が住んでいる。部屋の中を見せてもらったが、広さは3~4畳程度で天井は低く、天井も壁も可燃性のボードで造られている。そこに布団が敷きっぱなしになっていて大量の洗濯物が吊り下げられており、防火・防災を生業として来た者の目から見ると、卒倒しそうになるほど防火上問題のある施設だった。

当然、火気厳禁で、喫煙は外の喫煙コーナーですることになっており、冷暖房はコイン式のエアコンとなっていたが、「ちょっと目を離すと、室内でたばこを吸ったり、電気ヒーターを手に入れて使ったりするので、気を抜けない」というのが管理人の話だった。

火災発生時には入居者どうしが助け合って避難することになっており、目や耳が不自由な人、足が不自由な人などは、不自由でない方の身体の部分で補い合いながら避難できるよう、部屋配置やコミュニケーション作りにも気を配っている、という話を聞いて、「なるほど」と、思わず感心してしまった。

その施設では、管理人が身元保証人になって就職を世話したり、普通のアパートに移るのを手助けしたりしていたが、もともと生活力の弱い方も多く、せっかく脱出してもまた戻って来る人も少なくない、とのことだった。

その市では、この種の施設は10以上あるということで、他の施設にはいわゆる「貧困ビジネス」といわれる悪質なものもあるらしい。

いったいどうしたらよいのか?

生活保護受給者などが高齢化して来て普通のアパートの家賃が払えなくなったらどうなるのか。ホームレスになると住所不定となり就職もできず、二度と脱出できなくなる。そうならないように、とのギリギリの立ち位置に存在しているのが、この種

の施設だろう。当然、防火上問題のあるものも少なくない。静養ホーム「たまゆら」の火災(2009年3月、10人死亡、群馬県渋川市)、簡易宿泊所の火災(2015年5月、10人死亡、神奈川県川崎市)なども、今回の共同住宅の火災と同じような問題をはらんでいる。

この問題は、防火対策の側面からのみ考えるわけにはいかない。先ほどの関東地方の施設は、消防機関が「実態を見ると、やはり共同住宅というわけにはいかない。来年度から(6)項口として扱う。」と項の判定を変えるそうだ。防火安全の立場からすると一安心、ということで、消防機関の粘り強い説得が効を奏したものと敬意を表したいが、家賃がどうなるのか、気になるところだ。

この問題は、防火上の視点からのみ考えるべきものではないと思う。ホームレスやそこに転落寸前の低所得者層の住宅問題や介護の問題を国や自治体としてどうすべきか、という視点から考える必要がある。国や地方財政が窮迫する中、国民の税金で面倒をみる範囲については議論があろうが、憲法第25条(すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。)に立ち戻って、国民が自分たちの問題として考えなければならない。

その場合、今年4月から床面積基準が撤廃されるなど大幅に改善された仮設住宅の居住水準、低所得者向け公営住宅のあり方、特別養護老人ホームなどへの公的助成のあり方など、公的に負担すべき居住水準や介護水準をどの程度に設定すべきか、などということと合わせて、人権や安全と公費負担と公平性の視点から総合的にバランスをとって考えていく必要があると思う。

消防機関としては、この種の問題にいち早く気づき、防火上の視点から向き合わざるを得ない立場だと思うが、消防機関だけで背負い込まず、福祉部局などとも連携して、国の制度全体の見直しに向けて強く声をあげてほしい。現場からの強い指摘がないと、政府や一般国民にはなかなかわからない問題だと思うからだ。